

やよい保育園 利用契約書

株式会社多田が設置する「やよい保育園」（以下「事業者」という。）と（保護者名）（以下「保護者」という。）は、保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、やよい保育園に入園する児童（以下「園児」という。）について、事業者が提供する保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

- 2 事業者は、園児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、安心して生活できる保育環境を提供するとともに、保護者は事業者に対し保育料及びその他提供される保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までとします。

- 2 契約満了日の60日前までに、保護者から契約終了の申し出がない場合、教育・保育支給認定証及び契約内容等を確認した上で更新することとします。
- 3 前項の契約期間中に中途解約する場合、解約を希望する月の末日で契約が終了するものとします。

（保育の計画）

第3条 事業者は、保育所保育指針に則り、保育課程及び指導計画を作成し、園児の発達過程に応じた保育を実践します。

（提供する保育の内容及び保育を提供する時間）

第4条 事業者は、「重要事項説明書」に記載されているとおり保育を提供します。

（利用契約時間等）

第5条 事業者の基本時間帯は次のとおりとします

月曜日～土曜日： 7：00～18：00

（祝祭日を含み、12月31日～翌年1月3日を除く）

- 2 利用時間の延長は次のとおりとします。

延長保育： 18：00～19：00 ※延長料金を要する。

- 3 保護者は、園児が欠席又は遅刻（あらかじめ定めた登園時間より遅くなる場合をいう）となる場合は、事前に事業者が定める連絡先へ連絡するものとします。

（利用料金）

第6条 保護者は、保育サービスの対価として、事業者が定める利用者負担額（月額保育料）を甲に支払うものとします。

2 保護者は、前項に掲げる額その他、日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用、保育等に係る行事への参加による費用、その他保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者負担とすることが適当な費用について事業者を支払うものとします。

3 事業者は、前項に記載する費用の請求にあたっては、あらかじめ保護者に対しサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

(利用料金の支払方法)

第7条 事業者は前条第1項に定める利用者負担額を、毎月10日までに保護者に請求し、毎月20日までに原則口座振替の方法で支払うものとします。

2 前条第2項の料金については、明細を付して保護者に請求し、保護者は事業者の定める日までに原則口座振替の方法で支払うものとします。

3 退園する場合の清算料金については、第1項及び第2項に関わらず、明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限まで原則口座振替の方法で支払います。

4 事業者は、保護者から料金の支払いを口座振替以外の方法で受けたときは、利用者に領収証を発行します。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、保護者からの質問等に対して適切に説明します。

(健康管理、緊急時の対応等)

第9条 事業者は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

2 事業者は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合又は体温が37.5℃以上になった場合、その他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者の指定する緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

3 保育中に園児がけがをした場合は、事業者は応急措置、医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに、保護者に対し説明を行うものとします。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業者は、園児への虐待を防止するため、保育に従事する職員に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

- 3 事業者は、教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第12条 保護者は、事業者が提供した保育サービスに関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者に報告します。
- 3 事業者は、保護者が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、申立者及びその関係者に対し一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第13条 保護者は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の1箇月以上前までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。また、事業者又はその職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める保育サービスを実施しない場合
- (2) 秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
- (3) 法令等の社会信義に反した場合

- 2 事業者は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、1箇月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者を支払うべき保育サービスに係る利用料金を3箇月以上滞納し、期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合
- (2) 子ども・子育て支援法及び同施行規則に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

(損害賠償)

第14条 事業者は、保育サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに寒河江市、関係市町村及び園児の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

- 2 事業者は、独立行政法人 日本スポーツ振興センターが行う、災害共済給付制度に加入し、事業者の管理下において発生した事故について、以下に示す、表に基づき、給付を行うものとします。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> 原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が5,000円以上のもの けがの他、皮膚炎、熱中症、漏水などの疾病も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付）の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1割の付加給付分のみ】 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）	4,000万円～88万円
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円
	運動などの行為と関連のない突然死（乳幼児突然死症候群など）	1,500万円

（協議事項）

第15条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

（重要事項説明確認）

第16条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

（その他留意事項等）

第17条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途事業者が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

緊急時の連絡先

園児のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄： 勤務先 電話番号
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄： 勤務先 電話番号

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲

事業者名 株式会社多田 やよい保育園
事業者所在地 寒河江市栄町8丁目14
代表者 代表取締役 多田 丈弘 印

乙

保護者住所
児童氏名
保護者氏名 印
児童から見た続柄